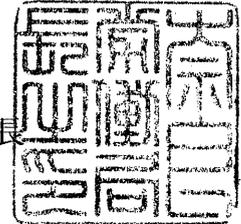


奈劳発基 0522 第4号
平成 27 年 5 月 22 日

関係団体の長 殿

奈良労働局長



死亡災害の撲滅・労働災害の減少に向けての緊急要請

平素より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、奈良県内の仕事中の怪我や事故（労働災害）の発生状況を見ると、今なお年間約 5,000 人にも及ぶ労働者が被災しています。特に、平成 26 年には、死亡または 4 日以上の休業を余儀なくされた労働者が前年に比べ 4.9% 増加して 1,356 人にも達しました。そのうち、15 人が仕事中の怪我や事故が原因で亡くなっています。

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者をはじめ、全ての関係者がこの意識を共有し、それぞれが労働災害の防止に受けて責任ある行動を取ることが求められています。

特に、6 月は、厚生労働省が主唱する「全国安全週間」（7 月 1 日～7 日）の準備期間であるとともに、奈良県内においては、県内の労働災害防止団体が主催する「3 カ月無災害運動」（実施期間：6 月 1 日～8 月 31 日）の開始時期でもあります。

貴機関におかれましても、この機会に、傘下会員事業者等の関係者に対して、別紙の要請文を周知いただくなど、死亡災害の撲滅・労働災害の減少に向けて、関係者への意識啓発のための働きかけのご協力方宜しくお願い申し上げます。

〈参考〉 3ヵ月無災害運動

県下すべての事業場が一斉に参加できる労働災害防止活動として、平成2年度より実施されている運動で、今年で26回目を迎えます。

運動期間である3ヵ月間（平成27年6月1日～8月31日）を中心に、各事業場の安全活動などを見つめなおすとともに、安全衛生行事等を展開することによって、安全衛生水準の向上と自主的な労働災害防止活動の定着を図り、もって労働災害ゼロの達成を目指していただくこととなります。

その概要は以下のとおりです。

運動期間：平成27年6月1日～8月31日（3ヵ月間）

参加資格：県下の全事業場が無料で参加できます。

参加申込：5月31日までに、主催団体あてに郵送またはファックスでお申込下さい

結果報告：9月1日～9月8日までの間に主催団体あてに実施結果をご報告下さい。

運動期間中に無災害を達成した事業場には、主催団体より達成証が交付されます。

その他：詳細な内容については、下記ホームページをご参照になるか、主催団体までお問合せ下さい。リーフレット等もダウンロードできます。

<http://www.nararouki.com/>

(奈良県労働基準協会のページ)

死亡災害の撲滅・労働災害の減少に向けての緊急要請

奈良県内で発生した平成 26 年の工作中的怪我や事故（労働災害）の発生状況を見ると、休業 4 日以上之死傷者数が前年に比べ 4.9% 増加しています。また、死亡者は 6 人増加して 15 人となりました。これは平成 20 年以来の高水準となります。

業種別に見ると、製造業と運輸交通業では死傷者が増加し、建設業と第三次産業では死亡者が増加しました。

働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはなりません。中でも死亡災害は、被災労働者本人はもとより、その家族、知人・友人、所属している企業・上司・同僚にとってもかけがえのない命が失われるという極めて悲惨な出来事で、何としてもなくさなければなりません。

にもかかわらず、平成 27 年も 5 月 15 日時点で既に 7 人の貴い命が労働災害により失われています。

以上の状況を踏まえ、今後、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の防止を図るため、下記事項の実施について要請しますので、係る主旨をご理解のうえ、貴社内の経営者、労働者をはじめ、関係者に対して周知徹底していただきますようお願いします。

特に、6 月は全国安全週間の準備期間であるとともに、県内の労働災害防止団体が主催する「3 ヶ月無災害運動」が開始されます。この機会に、死亡災害の撲滅・労働災害の減少に向けて例年以上にお取り組みいただきますよう、併せてお願いします。

記

〈職場の安全・衛生のための実施事項〉

1. 経営トップに対する意識啓発の実施

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。

この観点から、経営トップが率先のもと、職場における安全衛生に対する意識や取組を再度ご確認いただくとともに、その結果明らかとなった必要な事項については、企業内で検討の上、順次実施していただきますようお願いいたします。

2. 安全衛生管理体制の確立

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどを再確認するようお願いいたします。

また、第三次産業など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場におかれましても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境や作業方法の改善、労働者への安全教育や安全意識の啓発についての取組を行わせるなどの安全衛生管理体制の充実をお願いいたします。（厚生労働省より、平成26年3月28日付けで「安全推進者の配置等に係るガイドライン」が発出され、安全管理者等を設置する法的義務がない業種であっても、安全推進者を配置することが求められています。）

3. リスクアセスメントの推奨

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。この観点から、労働安全衛生法第28条の2に基づくリスクアセスメントの実施は、事業者の努力義務とされています。

法令に定められた危害防止基準の遵守はもとより、職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行っていくことで安全衛生水準を向上させる活動を積極的に行うようお願いいたします。

4. 労働者一人ひとりに対する意識啓発

職場内での転倒、ねんざや、移動中の交通事故など、その防止のためには労働者一人ひとりの安全意識が重要となる労働災害の割合が近年特に増えてきています。また、労働者自身が危険性を事前に察知できていれば、防げたかもしれない死亡災害も発生しており、ベテランの退職に伴い、労働者の危険感受性の低下が近年指摘されています。

この観点から、労働者一人ひとりに対し、事業場の実情に応じた安全衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組を実施いただきますようお願いいたします。

平成27年5月22日

奈良労働局長 吉野 彰一